

建設環境委員会

平成21年3月18日（水）
午前10時2分～午後2時24分
議会第4会議室

【出席委員】副島義和委員長、池田正弘副委員長、堤 正之委員、原口忠則委員、永
瀨利己委員、嘉村弘和委員、森 裕一委員、田中喜久子委員、片瀨時汎
委員、黒田利人委員

【欠席委員】なし

【委員外議員】なし

【執行部出席者】

・建設部 桑原部長
ほか関係職員

【案 件】

・付託議案について

○副島委員長

おはようございます。これより建設環境委員会を開催いたします。

まず冒頭に皆さんにお諮りいたしますが、マスコミのカメラ取材が希望されておりますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

先に皆様にお知らせいたしますが、会議録作成支援システムを使用いたしますので、発言をされる方は必ず挙手をし、指名を受けてからマイクの青いボタンを押して発言していただきますようお願いいたします。つけ加えますが、マイクは後押し優先になっておりますので、発言後、消す必要はございませんので、よろしくようお願いいたします。

また、当委員会におきまして会議録をホームページに公開いたしますので、よろしくようお願いいたします。

それでは、委員会の日程についてお手元に配付をしております審査日程どおり進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

御異議ないようですから、この審査日程どおり当委員会に付託されました議案について審査していきたいと思っております。

また、現地視察については審議終了後に改めて委員の皆様にお諮りいたします。

環境下水道部の方は退席をお願いいたします。

◎執行部退室

○副島委員長

それでは、建設部のほうより進めていきますが、まず初めに部長のほうからちょっと説明があるということでございますので、よろしく願いいたします。

◎桑原建設部長 説明

○副島委員長

なお、この質疑は1号議案と一緒に質疑をお願いいたします。

それでは、第32号議案について説明を求めます。

◎第32号議案 佐賀市手数料条例の一部を改正する条例 説明

○副島委員長

説明がありました、質疑をお受けいたします。

○嘉村委員

済みません、質問というよりも詳しく教えていただきたいんですけど、これはあれですか、新設されたということだけ、従来のやつとどういうふうに変ったんですかね。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

従来はこの制度はありませんでした。これは国のほうで地球温暖化とかそういうことで環境負荷をなるべくかけないように建物を長く使うということで、基本的には3世代使えるような住宅ということで、75年から90年ぐらいは建てかえなくてもいいようにという趣旨でされております。それと基準が6つありまして、1番目が先ほど言いました耐久性ですね。それと2番目が耐震性、これについては基準が決まっておりますけど、その1.25倍の強度を有することとか、あと維持管理、更新が容易にできるとか、バリアフリーとか省エネルギーとか、こういうのが新たに審査項目に入りまして、これがクリアできた場合にこの長期優良住宅に認定されるという制度です。

○副島委員長

ほかにございませんか。

○森委員

それじゃ、これは全国的に金額も条例中身も全部一緒ということで認識いいですか。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

この算定は国のほうでこういう計算しなさいということで決められておりますけど、そこで単価といいますか、そこが若干違ったりして少しは違うんですけど、基本は大体国から示されておりますので、佐賀県は県で計算されとりますので、県と同じ単価を使っております。

○副島委員長

ほかにございませんか。

○原口委員

この条例はアパートとかなんとかは受けにゃいかんというあれが法律で決まっとったんですかね。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

これは受けにやいかんじゃなくて、そういう認定を受けることができるということで、当然お金もかかりますし、申請料もかかる以外に工事費も先ほど言いましたように強度が1.25倍とかそういう費用もかかってきますので、こういう制度認定を受けたいという人が申請すると。ただし、そうした場合に税制の優遇措置があるということです。

○副島委員長

ほかにごいませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、市道廃止の第51号議案及び市道認定の第52号議案から第61号議案について一括して説明をお願いいたします。

◎第51号議案 市道路線の廃止について 説明

自第52号議案

◎ 市道路線の認定について 説明

至第61号議案

○副島委員長

説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に第69号議案について説明をお願いいたします。

◎第69号議案 長崎本線伊賀屋・佐賀間23k 386m付近下村雨水幹線整備事業に伴う下村雨水幹線新設工事の平成20年度実施協定の一部変更について 説明

○副島委員長

69号に対しての質疑ございませんか。

○片渕委員

今の69号について、ちょっとわかりにくかった分があったので、もう一度質問いたします。

約6,500万円の減ということで、これは当初予定していた推進工法だったけども、推進する際のその土質が良好であったために機械損料が安くなったために、その分を減額しますと。かなり金額的にはこのことだけの減で6,500万円なのか、あとこれに付随して何かも加わっての6,500万なのか、いわゆる推進機械の土質良好のための減なのか、その辺がちょっとよくわかりませんでした。

それと、もういっちょ済みません、これちょっと聞き漏れと思いますけども、工期が3月31日が6月30日にということで延びているわけですね。その延びた理由をもう一回詳しく教えてください。

以上。

○江頭河川砂防課長

まず最初に減額の理由でございますけれども、まず箱型の推進と申しますと、大きさが

幅7メートルの縦4メートルのコンクリートの現場打ちの長さが1機11メートルのコンクリートの躯体の箱型を推進するわけで、それを2機推進するわけでございますが、まずそれを推進するためには先導のルーフ推進というものを、まず先導推進というものをやりまして、その後本体のジャッキで使って推進するわけですけれども、まず最初の先導の推進の機械の損料期間が約50日減でございます。それと、本体のジャッキの推進機械が約20日間の減で、その主な推進期間の減によって約5,000万、それに付随する附帯工事でいわゆる推進しながら、線路は一応夜間工事でございますが、昼間は電車を通すわけでございますので、いろんなその徐行の措置とかなんとかそういった附帯工事がございます。そういったものが合わせて1,000万近くでございます。そういったもので約6,500万の減額になっております。主な内容は、推進工の5,000万というものでございます。それと附帯工の徐行措置等そういったものの工事費用で合わせて6,500万の内容でございます。

それともう1つ工期延期の理由でございますが、線路上空に高压電線が走っているわけでございますが、そのこのところの横断部分について、どうしてもそれを移設する必要がございます。支障となる部分がございますので、その分の材料調達に時間がかかったということでございます。それで全体の工事がおくれたために工期を延長するものでございます。

○片渕委員

済みません、ちょっともう一度。工期のことで、材料調達が遅くなった、いわゆる高压電線やっけんが、材料調達というざんたちちょっと私もようわからんばってん、これは委託工事ですよ。これJRやったかな、JRに委託やったかな。

○江頭河川砂防課長

はい、そのとおりです。JRに委託です。

○片渕委員

そのJRさんは、この仕事をすってわかったとけ、なし材料の調達のそがんおくるっかにやて、ちょっと疑問ですけども、本来ならば、早うしよって、もうどうせこれは我が借りとつとやっけんが、材料の調達ば早めにしとつても別に問題なかったばってん、なし調達ばそがん、執行ばずらさんばごと、何か材料会社が非常に今材料入手困難やけん、ちょっと聞きにくかったけんがっていうことだったやろう。ちょっとそこんにきはよう聞いとらんですか。材料調達がなぜおくれたのか、その理由。

○江頭河川砂防課長

JRに工期が延長する理由を聞いたところ、先ほどご説明申し上げましたようにその高压電線を移設するその材料の調達がおくれたということで、なぜおくれたか、どういった品物が調達できなかったかと、そこまでは御説明がございませんでした。

○副島委員長

ほかにないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないようですので、次に70号議案について説明をお願いいたします。

◎第70号議案 付替市道鷹ノ羽畑瀬線受託合併工事委託契約の一部変更について 説明

○副島委員長

説明が終わりましたので、質疑はございませんか。

○片渕委員

ダム本体に使用する、いわゆる骨材の原石山の材料が足らんごとなったと。だから、どっかこの近傍に土取り場じゃなくて、土石場というのかな、をとる場所を探さないかんけん、それで、それに期間が要するからというのが主な理由ですね。大体その辺の見通しというのはその辺にあるかどうか、その山の所有者も含めて了解していただく、その山は買うのか、あるいは原石、土まで含めて購入ということになるのかようわかりませんが、その辺は大体見通しはどがんやろか。

○黒木道路整備課長

一応、採掘のその原石山が、何と申しますか、とれないということで、ちょうどつけかえ市道のところに場所を移して、一応調査検討を行っています。その地権者までの確認はしていませんけども、そこで採掘できるという判断でされております。それで既に採掘調査は終わって、そこで骨材として今利用しているという状況でございます。

○副島委員長

よろしゅうございますか。

○片渕委員

もう一回確認ですけども。したがって、付替市道鷹ノ羽畑瀬線というこの沿線に原石山的なものがどうもあったということで、だから当然ですけども、その計画路線にかかっとなんで工事がおくれますよということですよ。そういうことでいいですね。

○黒木道路整備課長

それでいいです。

○副島委員長

ほかにはございませんか。

○堤委員

今の御説明でいきますと、その鷹ノ羽畑瀬線ですか。これには影響はないんですか。土石をとる場所が沿線にあるということなんですけども。

○黒木道路整備課長

影響があります。一応鷹ノ羽畑瀬線が3,400メートルぐらいあるんですけども、工事の発注が7件ぐらい発注をされとります。その中で支障が出るところが3件と申しますかね。あと4路線は支障はないんですけども、3件発注したところに採掘の調査に影響が出たという状況でございます。

○堤委員

その何本とおっしゃる意味がちょっとよくわかんないんですけども、少なくとも、市道鷹ノ羽畑瀬線の路線のコースが変わるとか、そういったものまであるわけですかね。それとも、これは当初の予定どおりの線なんですか。

○黒木道路整備課長

コースそのものは変わりません。さっき言いましたように、延長が長いものですから、そこに何業者も入れているんですね、7業者ぐらい。あっちこっち入れておまして、たまたま調査するところが、3業者ぐらいおられたというところでその期間が調査のために延びますよということでございます。

○片渕委員

ちょっとさっき言えばよかったけども、ごめんなさい。そうすると、こういうことで原石山が計画していたところが、要するに量が少なかった。そいぎまたほかんとこ探すよと。その探す場所が、今言う鷹ノ羽畑瀬線のところ週辺にあるんだけども、それはそれとして工期はずれたけども、嘉瀬川ダム本体の、いわゆる工程、最終的な完了工程、これには影響はないのかどうか。その辺はいかがでしょうか。ちょっとそれは一番肝心なことで、平成23年の何月に満水試験か何かするごとなったんですね。だからそれに間に合うかどうか。その辺をちょっと。一番肝心かなめ。

○原口富士支所ダム対策課長

ダム対策課長の原口です。先ほど質問でございますけども、本体の工事に影響は出ておりません。きのう現在で今71パーセントほど本体は進んでおります。予定どおり、ことしの11月をめどに大体立ち上がってくるというふうなことを聞いております。

○片渕委員

済みません、ちょっと。本体には影響ございませんと簡単に言われたけども、ちょっと普通ね、ぱっと考えたらさ、何かな、道路工事は9カ月ずれるばってん、いわゆる原石山のところに原石のなかったけんが、土石場を変えたということですよ。そいぎ、変ゆっぎ変ゆっでまたそこから岩をとろうでちゃ、まず上の立ち木を切って表土を取って、そして岩盤を取ってという、そういった作業がまたいくんですね。

そしたら、今簡単に——そら何も影響なかけんよかばってん、ちょっと素人目というか、ちょっと一般的に考ゆっぎんたね、そがしこ岩ば取るのがちょっとおくれるないば、ダム本体の立ち上げの、いわゆるコンクリートダムですから、それに使う要するに砕石をとるんですね。そいがおくれん、大丈夫というのがいまいちぴんとこんやったばってん、大丈夫ですね。

○原口富士支所ダム対策課長

失礼しました。原石山の場所が極端に離れたところにまた新たにということではなくて、その流れの近く、横から掘り進めていくという形で、場所そのものは離れておりません。だから、そこから新たに機材を向こうに持って行って掘るじゃなくて、その場所を掘り進

めていくというような形になっておりますので、直接工期に影響が出てくるようなところじゃないということを聞いております。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に一般会計予算、第1号議案について説明をお願いいたします。

◎第1号議案 平成21年度佐賀市一般会計予算中、第1条(第1表) 歳出 第8款、第11款 第2項 説明

○副島委員長

説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

○堤委員

何点かありますけども、ちょっと待ってください。幾つかのことがありますので、ちょっと順番に聞きますが、まず360ページの公園管理費の中の徐福長寿館ですね。ここの入館料が上がっていますけども、委託状況というのはどうなっているのか、指定管理者なのかちょっとわかりませんので、そこら辺を教えていただきたいと思っております。

それから、もう1点類似のところで公園のほうでは、362ページにさが水ものがたり館の展示場等の管理委託料というのが上がっていますが、水ものがたり館の管理委託を市のほうがされているのか、ちょっとそこら辺確認のため、この2点まずお尋ねいたします。

○吉原緑化推進課長

それでは、初めの徐福長寿館の状況ということなんで、そちらについての説明をさせていただきます。

徐福長寿館は平成18年度から20年度までは佐賀市文化振興財団のほうに指定管理者として委託をしておりました。今年の3月31日までは、その状態で契約をさせてもらっています。ただ、21年度につきましては、公募をかけましたが、応募がなかったということなので、私どもで職員を配置して21年度以降運営したいというふうに考えております。

2点目のさが水ものがたり館の件については、河川砂防課のほうで少し中身を説明させていただきます。

○江頭河川砂防課長

さが水ものがたり館の展示場管理委託料でございますけれども、これは本体そのものは国土交通省武雄工事事務所の施設でございます。その中にある企画展示室、会議室の運営費について佐賀市のほうがお願いをしているものでございます。

○堤委員

わかりました。じゃあ、次にですが、363ページ、神水川公園整備の分については、これは一応設計委託料ということで考えてよろしいのか確認でございます。先ほどそういうふうな話がありましたので、確認です。まずこの1点をお願いします。

○吉原緑化推進課長

21年度分の2億2,000万というのは、主に工事費ということで考えております。設計委託につきましては、20年度で今委託中でございますので、報告書ができ上がったのをもとに21年度取りかかるというふうに考えております。

○堤委員

そうしますと、以前もちょっと話はありましたけども、その工事の構想といいますか、具体的なものという資料は後日でも提供いただけるものなのか確認です。

○副島委員長

書類、どうしますか。

○吉原緑化推進課長

資料提供だけでよろしいでしょうか。わかりました。

○副島委員長

よろしく願いしておきます。

○堤委員

では、引き続きまして、367ページの市営住宅統廃合事業、入居者13戸の移転費用ということでございましたけれども、おおむね30万近くになるんですが、これは何かの基準があると思えますが、こういった費用を出していただける、補助いただけるものなのか。

○藤瀬建築住宅課長

きのうも議案質疑でありましたとおり、この内容は、国の基準に基づいて支払うもので入居者数とか、部屋の広さに応じた支払い方法がございますので、そういったものを計算して相手に支払うような内容になっております。

○堤委員

もう少し具体的に言っていただけますか。それじゃ全然中身がわかんないんで。どういった、何というんですか、例えば、運送費みたいな引越し料が出るとか、何かそういう具体的なものがあればちょっと教えていただければ。

○藤瀬建築住宅課長

内訳ですが、動産の移転料、それから移転雑費の補償金、それから工作物の移転料等になっております。そういう内容で当然運送費とかなんとかも入っているものになっております。

○堤委員

わかりました。多分ほとんどのものが出るというような感じなのかなと思います。30万といいますとね、個人の方が移転するにはもう十分な金かなというふうに思いますので、わかりました。

引き続きでお尋ねでございますけども、368ページの上のほうに、これは11節になりますか、修繕費の3,400万と次13節の委託料の中のマベックに委託と松尾建設に委託してい

るところの委託料の中に、ここに補修管理費も入っているんだということでございましたけども、あらかたどういった区分で市でやる分と、それから指定管理者にお任せする分と何かある程度の線引きがあるんであればお教えいただきたいと思います。

○藤瀬建築住宅課長

一般修繕はドアの補修、それから、ちょっとした水が出ないとか、それから排水管が詰まって流れないとか、そういった簡単なものを即対応していただくというふうな内容のものは、この指定管理者が担当するようになっております。空き家修繕とかなんとかに関しては、うちのほうで行っております、市のほうで。全然別個の対応になっているところで

○堤委員

最後に1点だけ、次の369ページの15節の工事請負費の中で、火報という話が出ましたけども、今一般住宅に火報をつけなくちゃいけないんですが、これはそういった一般住宅用の火災報知器の普及というか、設置をされていることが入っているかどうかですね。どれぐらいの、全部つけるようにされているのか、そこら辺の計画等もわかればお教えいただきたいと思います。

○建築住宅課住宅政策係長

火災警報器のことでお尋ねでございました。ここに計上させていただいているのは、市営住宅の火災警報器の設置なんですけれども、これが消防法の関係で既存住宅については、23年の5月末までに設置を終わらなくてはならないということになっております。市のほうでは計画的に18年度からやっております、21年度で80%ちょっと超えるぐらいになる予定で、おおむね22年度で終わる予定をしております。

ただ、用途廃止対象の団地ですとか、建てかえ対象の団地とかありますので、特に用途廃止の団地については今もう入居停止をかけておりますので、入居者の方がずっと減ってこられる一方だということで、そのあたりの団地については、最後の22年度にするということで考えております。入られないところに設置をする必要はないということで、そういう計画でやっております。

○副島委員長

ほかにございませんか。

○嘉村委員 嘉村弘和委員

347ページ。河川排水浄化対策事業の13節委託料、約1億1,000万ほどですけれども、この前年度比をお知らせください。

もう1つ、それから、361ページ、これは公園管理費、これも13節委託料、この中の公園維持補修業務委託料、これも1億3,000万円ほどですけども、これ前年度比を教えてください、まず。

○吉原緑化推進課長

公園のほうでございますけども、20年度は1億2,880万でございましたので、21年度は、20年度と比べまして若干ですけども、ふやしております。

○江頭河川砂防課長

それでは、河川排水浄化対策費の13節委託料でございますけれども、前年度より約110万円減になつとります。

○嘉村委員

まず河川のほうからですけども、年々ですね、これが全体でシーリングかかってですよ、その中で委託料等々について特に年々カットカットの傾向に来ているわけですね。実際そういう中で、地元の要望にも答えにゃいかん分もあるでしょうから、どの程度の件数が年間来ているのか。あるいは一定期間を置いてやらなければいけないしゅんせつもあるでしょうし、その辺含めてちょっと説明をお願いします。

○江頭河川砂防課長

件数につきましては今現在ここではっきり、ちょっとデータを持ち合わせておりませんので、申しわけございません。

○嘉村委員

あのね、年々こうやって委託料がカットされてきていることによって、特に市街化区域内でも農地があったところを開発されたところ、これは水路があるわけですね。この辺の水路については前よりよくなったんですけども、やっぱりそのいろいろ水草の除去もですけども、伐採をしてもわずか1年ちょっとぐらいでまた生い茂ってしまうという形なんですよ。それがおおむね3年に一度、そういう伐採とか、あるいはしゅんせつも含めてでしょうけど、やってもらったのが、少しスパンが長くなったような感じがするわけですね。そうすると、本来ですと地元で協力し合って、そういう作業もできればいいんですけど、実際はできないがゆえに、市のほうにゆだねているわけですよ。だから、そういう本当にもっとやっていただきたいという要望があるにもかかわらず、こういう委託料が年々、わずか100万かもわかりませんが、ことしは減らされていくことによって要望にこたえられないという現実がありますから、その点についてはどういうふうに認識しておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○江頭河川砂防課長

御質問のとおり年々シーリングの中で少しずつ減っている現象でございます。当然また要望については、地域の高齢化等により、春秋の河川清掃等についてもなかなか難しいといった状況で、要望は若干ふえているような現状でございます。

そういった中で、今おっしゃったように3年ぐらいのシステムで繰り返しやるというふうなところを1年延ばしたり、4年になったり5年になったりというふうなことで対応せざるを得ないといった状況でございます。非常にそういった中で厳しい現状ですけれども、そこら辺は地域それぞれの優先順位を決めながら対応をさせていただきたいと思っております。

ます。

○嘉村委員

公園の管理も含めてですけども、公園の場合は若干のアップになっていましたけども、それはそれとしてもかなりのですね、十数年前から比べると同エリア内でもかなりの額が削ってあるわけですね。そうすると本当に十分に管理ができるのかなという感じがいたしております。したがって、もうこれ以上のこういう委託費に関する予算のカットは、限界であるというふうに私はそういうふうに認識していますが、担当課、あるいは部長の認識はどうなんでしょう。

○江頭河川砂防課長

まさに現場のほうはそういった状況でございます。ただ、やはりその中で特に伐採等につきましても、本当に刈っても刈っても特に夏草あたりはすぐ繁茂してくるそういった状況の中で、そういったものをどのように対応していくかということで、いわゆる草を刈ってすぐに繁茂しないような防草シート、そういったものについても検討していく必要があるだろうということで、早速今年度の事業の中で、20年度の事業の中でそういった試行的なことをやりながら、そういったものの少しでもコスト削減をしていって、そして地域の皆さんの要望に少しでも答えられるようにやっていきたいと思っております。

○嘉村委員

公園のほうは。

○吉原緑化推進課長

委員おっしゃられるように、確かに年間管理していく上で、かなり厳しい状況を強いられているというのは御意見のとおりだというふうに受けとめています。私どもとしまして、管理方法はもう結構効率的になるようにということではやってはおりますけども、どうしても限界があります。一番の対策としては、安全管理を中心的にやっていかざるを得ないもので、そこを優先してやっていって、あと少しでも安全で楽しく公園で過ごせるようにという視点で、改めて管理の範囲をもう少し見直すとか、回数の調整をするとかというところで維持管理の方法を再度考えてやっていきたいというふうに今思っており、来年度についても少しは見直しを図っているところです。

○嘉村委員

その答弁は答弁として、実際に請負業者さん、これは造園業のB、Cの方でしょうけれども、年々再々カットされることによって、要するに利益幅がどこまであるかわかりませんが、もうかなり厳しい状況で、どうかすると赤字になってしまうというのが現状であり実態なんです。だから、それでも公共的なものであるから利幅が少なくとも、あるいは若干の赤字になっても受けようという気持ちでしょうけれども、そうすると、本当に請負業者さんの経営状態非常に厳しくなるわけですね。これ以上カットされると。だから、その辺のところも考慮しながらね、この委託費については考えていかないといけないと思

ますけども、いかがですか。

○桑原建設部長

確かに施設数がかなりふえている実態がございます。そういった中では道路も含めてなんですけれども、これは最低の管理というのが必要でございます。そういった中では、我々としてはとにかく予算確保というのは常日ごろ財政当局にも言っておりますけど、全体のそういった予算査定の中では非常に厳しいというふうなことがございます。

ただ、我々建設部としては委員言われる気持ちは十分わかっておりますし、そういった分については、できるところからお願いをしていきたいなと思っております。

○田中委員

耐震診断費補助事業なんですけれど、これは施設とか保育所というのは別にして、一般戸建て住宅、共同住宅というのは、いわゆる個人所有が対象になるというところですけど、資料を見ますと平成18年度時点で、推計でもう60%以上の方が進んでいるのかなというふうにちょっと理解するような書き方なんですけど、平成27年度までに耐震化率90%が目標というふうになって、これは行政側が自分の施設をするするとやるような状況にはなかなかないと思いますけれども、補助はこういうことですよと。ただ、その目標に向かったの促進といいますか、そこら辺の手だてというのはどんな計画になっているんでしょうかね。特に1戸建て、個人所有の部分というところなんですけれど。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

耐震化の第一歩が耐震診断と私たちは認識しておりますけど、当然、耐震診断してその次に建てかえるか、それとも耐震補強するかと、そういうところになってくると思うんですけど、今のところは、国では耐震補強の金額——ちょっと金額はよくつかめていないんですけど、そういうメニューはあります。ただし、佐賀県は、まず耐震診断をするという第一歩を始めたばかりですので、佐賀市としても、当然県の補助がなかったら市も補助されませんので、今のところ耐震診断を進めていくというようにしております。それと、当然その建物も56年以前の建物となりますので、今は大体40年代初めから半ばぐらいのものが建てかえ時期で建てかえられておりますので、自然に減っていくことも考えております。

以上です。

○田中委員

物すごく老朽化をしている家とか、ちょっと建てかえる財力というか、そういう部分の方はそういうことでフォローできるんでしょうけれども、一般的な建てかえてなかなか改修も含めて大きな金がかかる、踏み切れないというのものもあるし、この耐震診断そのものも30万とか、そういう補助といっても、どのぐらいの金額が耐震診断そのものに要るかという、自分の負担というのものがあってなかなか至らんことすると診断して、建てかえろと言われるから、もう知らんふりしとった方がいいじゃないですけども、診断をしていただくことそのものも、やっぱり自分の負担も含めて踏み切っていただかないといけないとこ

があると思うんですけど。

建てかえは、今お話にありますけど、診断に踏み切っていただくというか、そこもスタートに立っていただくところの辺はどんなふうにお考えなんですか。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

佐賀市の場合は、21年度から初めて補助制度をスタートさせるんですけど、当然そのPRをしていかないといけないと私たちは思っております。ちなみに、県は昨年から予算化されておるんですけど、なかなか進んでいないというのが実情です。ただし、先ほど30万と言われたんですけど、これ3万円なんですよ。済みません、この戸当たり3万円というのは、これ簡易診断なんですけど、簡易診断が3万円ということで、図面があって、外観見て、ある程度想定ができます。56年以前で自分のところに図面がなかったりした場合は、天井裏に上って筋交いが入っているとか、そういうのをもし調査することになったら金額はぐんと上がってきます。そうなったら大体この補助は平米1,000円ぐらいになるんじゃないかなと考えております。

以上です。

○田中委員

これからスタートだから、佐賀も県の状況をちょっと参考にされているんな手だてをとっていただくと思いますけど、こういう問題がありますから、補助金をつけましてからどうぞしてくださいぐらいじゃなかなか私は踏み込んで耐震診断を上げていただくというのはなかなかならないかというふうに思いますし、そこら辺は少し工夫をぜひしていただきたいというふうに思っております。

○副島委員

ほかにございませんか。

○黒田委員

資料をちょっとお願いをしたいんですが、長寿館の関係で堤議員は質問されたんですが、19、20は文化財団のほうに指定管理者という形にされたということで、21年度はまた市がするというのでありますので、18年度の市がしていたときの1年間の経費と入館料、19年度の入館料、20年度の入館料、それと指定管理者をしておりました19、20、幾らでしていたのか。今すぐは出ませんので、出していただきたいと思います。

○吉原緑化推進課長

18年度からの3年間の分の入館者数の推移と（「料」と呼ぶ者あり）入館料。ごめんなさい、入館料ですね。わかりました。

○森委員

どこに入っておるか教えていただきたいと思います。多分、街路事業費の中に入っているんじゃないかなと思いますけど、大財藤木、祐徳バスの西のアンダーの部分、JRの部分。事業に取りかかるという話もちよっと聞きましたけど、その計画を含めて教えていた

だきたいと思います。

○道路整備課街路整備係長

J R アンダーの大財藤木の事業につきましては、21年度は、関係機関との調整で予算化はしておりません。実際現場に入るのは、22年度からの事業着手と考えております。

○森委員

それで何年計画であそこは拡張予定ですか。

○道路整備課街路整備係長

今のところは5カ年から6カ年で終了させたいと思っております。

○副島委員長

ほかにごいませんか。

○堤委員

済みません、先ほど聞き漏らしておりましたので。青い表紙の分の27ページの嘉瀬団地の建てかえ事業でございますが、既存の分が77戸ですか。それが今度80戸で建てかわるといってございませうけども、下の方の経費の内訳の中にあります補償金とか、それから仮住居修繕料というのがあるわけですが、具体的にこの77戸の中で何戸の方が住んでいらっしゃるって、その方たちが全部今度新しいところに入られるのかどうなのかということと、具体的には引っ越しするためにどんな手順になるのか、仮住居修繕料とかいろいろあるんで、具体的に実際住んでいらっしゃる方が、新しいところに移転するに当たってのどんな作業になって、どれぐらいの方が該当者なのかちょっと教えていただきたいと思いません。

○建築住宅課住宅政策係長

現在、嘉瀬団地52戸の住んでいらっしゃる方いらっしゃいます。その中で、これ昨年の夏に説明会を行いました後に、建てかえをした後にどうされますかという希望調査を行っています。これは現時点での思いですので、変わるかもわかりませんが、現時点ではということでお聞きしたところ、32世帯の方が、新しい団地に戻り入居をしたいというふうに言われております。あとの方は、今あるほかの市営住宅に住みかえという形で、あと数名の方がちょっとまだ決められないのでというようなこと言われております。移転補償費に関して1,300万ほどございますが、それは52世帯分の移転補償になります。まずは戻り入居をしたいと言われる方については、仮住居のほうに移っていただくということになりますし、もう住みかえと言われる方はもうそのまま新しいといいますが、別の団地、そちらのほうに行っていただく分の補償費になります。

その仮住居の修繕料なんですけれども、今のところ、嘉瀬団地——嘉瀬団地が2期工事でやる予定ですので、どこからやるというのは、はっきり決まっていなくてなんですけれども、工事期間中も仮住居として嘉瀬団地のほうに入りたいという方が、先ほどの32名のうち26名おられます。それと、それ以外のところに行きたいと言われる方が6名です。この32戸

分について仮住居の修繕料として計上をさせていただいております。残りの住みかえをされる方についても、当然そこのお部屋の修繕料が必要になってまいります、それは通常の維持保全事業の、きょう修繕料のところで御質問いただいたと思いますが、その空き家修繕の中での対応ということで考えております。

○副島委員長

ほかにございせんか。

○原口委員

342ページ。金額は少ないんですけども、報償費としてビニールハウス200万。これは事故か何か起きての補償か内容をちょっとお願いします。

それと、343ページの6目の橋梁費の東与賀の船津と言われたと思いますけども、3,000万円の耐震補強、これは相当あの橋も老朽化しているようですけど、どういう補強になりますかね。

○黒木道路整備課長

1つ目の質問にお答えいたします。

342ページの補償の200万ということだったかと思えます。これは嘉瀬の新町の交差点がございせん。そこから、ちょうど最終処分場に行く道路があります。新地籠線というんですけども、その国道444号からちょうど取り付け部分ですね。そこに改良計画をしております、国道に合わせてですね。ちょっと今部分的に国道手前のほうまで終わっているんですけども、そちらのほうに接続ということで考えております。そこにビニールハウスがございせん。その補償です。もう予定しているところでございせん。

それと2点目のですね、343ページの橋梁耐震補強ということで、これ船津橋ですね。東与賀のほうに一応なるんですけども、これが昭和30年の後半ごろに設置されたということで相当古うございせん。橋脚を見ますと、パイルベントといいますかね、橋脚があつて、下のほうに補強はされているんですけども、その補強された部分が鉄筋むき出しで、相当危ないという状況でございせん。そして、橋そのものも32メートルぐらいございせんので、地震が来たとき非常に危ないということで、これは早急にしなくちゃいけないというところで、3,000万工事費としては計上させていただいております。よろしいでしょうか。

○原口委員

それとこの予算の資料の24ページの、きのうも審議されておりましたけども、佐賀市都市計画のマスタープランということで、これは今回は川副南部3町ということでしたけど、きのうの状態では諸富の4町ですかね、4町はもう関係ないというようなことでしたけど、これは1年か2年でするわけですかね。

○久富建設部副理事兼都市政策課長

このマスタープランの作成は、本年度のなるべく早い時期に終わらせて、そして、その後都市計画の決定の手続を踏んでいかなければなりません。県のほうとの打ち合わせとか、

それからまたパブリックコメント、地元の方たちへの説明と意見を聞く。そういうことを経て、一番早い目標の年次としては、平成22年の10月、ここを目標にしております。合併後3年ということですね。ただ、県の審議会とかいろいろありますので、そこら辺で23年度になる可能性もあります。

○原口委員

そういうことで、きのうの最初に合併したところは、これのほうにはなじまないというような言葉を使いなつたのかな。きのうどうもなじまないと言いなつた。

○久富建設部副理事兼都市政策課長

それは審議会の委員の方が、当初に合併した北部の方とか諸富町の地域委員ということを入れてはという御質問だったので、もう都市計画審議委員というのは、佐賀市では佐賀市全体を見ていただく委員という考えから、地域委員を諸富とか特別入れるのはなじまない。ただし、合併したばかりでは、非常に、合併されたすぐのところは心配が、不安が大きいだろうということで、今回新しく合併した3町につきましては、地域委員に入らせていただくということにしております。

○副島委員長

ほかにございませんか。

○江頭河川砂防課長

嘉村委員からの御質問の市民からのしゅんせつ、伐採の要望についてということでございますけれども、平成19年度につきましては、しゅんせつ、伐採合わせて件数が144件でございます。20年度一応2月末現在でございますが、伐採、しゅんせつ合わせて216件となっております。

○片淵委員

333ページ、ダム対策費の15節工事請負費の5,900万について、説明では、栗並残土置き場の敷きならし、締め固めということでの説明があったというふうに思っております。きょうは多分これ言われなかったと思うけども、この前の勉強会のときね。——きょうもそが言いたかにかにや。ごめんなさい、おいがちょっと耳のようほげとらんけんがごめんなさい。

それで、この栗並残土置き場は大分完成に近づきつつあると思うんですけども、私の今までの経験上、この佐賀市における経験上ですが、実は、高木瀬の焼却場の健康運動広場の盛り土造成工事があったときに、あそこはいわゆる真砂土で非常にのり面が長くて、そしてちょうど雨季の時期やったかな、雨が降ってぞろっといったわけですね。それで、あいでもそこを請け負った業者も大分困られたと。工期順延含めて、それから、ちょっと金も大分要つたと。（「4,000万」と呼ぶ者あり）そんなくらい要つとるよね。

何でこのことを言うかという、実はこの前、東与賀の重松議員が一般質問されたのをご存知だと思います。いわゆるのり面のね、ここの栗並残土置き場はどういったのり面保

護をしてあるのか知らんけども、そういったことにならないようなことでの計画になっているかどうかということのお尋ねですね。先ほど言ったように、健康運動センターみたいに、何割でしょうか、1割5分、2割程度ののり勾配でね、一発でどーんといっているのか。ちょっと小段をつけてね、その幅断面とかそういった感じのいわゆる土砂流出防止ということかな、そういうことがのり面崩壊を起こすいちよの原因になるけども、今ののり面保護等については、そういったことまで考えておられるのかどうかね。東与賀のあの方が言われた、何というグラスやったですかね、種ばまいて、1キロ3万円ばっかいですって。ばらってまくぎんたね。そがん草だけ伸びらんでほんによかて。ああいうふうなことでもやってみようかというのがこの5,900万円の中に入っているのかどうか、その辺も含めてまずちょっとご説明ください。

○久富建設部副理事兼都市政策課長

今提案いただきましたいろんな方策まではこの予算には考えておりませんが、今あの筋芝等を張ったり、それからある程度まではブロック積みで積み上げて、その上をのり面にすると。1段の高さが大体5メートルぐらいを考えております。その段差の高さはですね。そして表面水をまず切ると。それから、山への盛り土ですので、一番下のほうにはまた有材暗渠、穴がほげている暗渠を入れて排水を導くというふうなことをとっております。まず大雨が降って土砂が流れるということで表面水が切れればそんなにのり面を傷つけることはありませんので、そこら辺は十分に表面水が切れるような勾配をつけたりして、側溝のほうに落ちるような方法で造成をしていきたいというふうにしております。

○片渕委員

今言ったようなことは当然考えておられるけどもね、やっぱり後で手戻りにならんようにね、また錢ば使わんばいかんやっただ。そして、せつかくここをね、後でまた有効利用されるはずですから、あそこはね。どういった利用になるかわからんけども。だから、それは後々使う人もこれなら大丈夫ばいというようなことでね、きちんとした栗並残土置き場の整備をしていただきたいという、これは要望的なことになるんですけども。

それからもう1つ、363ページでございます。公園整備費の一般単独事業の一番右の説明欄の県営事業負担金3億578万1,000円の内訳を先ほど説明をいただきました。これは佐賀城公園整備に一応500万円ですよと。これは2戸の移転と、用地買収550平方メートルの、要するにそれを購入というのかな、そういった補償はそうですよ。あと2億円については、水道局跡地の県への負担金ですから、県に対してこの2億円を払うということでしょうかね、2億円。合わせて3億5,000万ですね。1億500万と2億円ですから3億500万ですよ。その辺もう少しちょっと——ちょっと私がわかったらんかもわからんばってん、これは初めはマンションを建てたときに2億円で穴吹工務店が初め買った。そいばってんが、いろいろ問題があって、そして、買い戻しやっただってん、こいを県にお願いした。県がそいぎ買ってあつわけよね。その県有地を今度城内整備構想で何か使うけんが、この2億円はま

た市が銭ばまた2億円出せという意味ですかね。ひとつこの辺が、私がちょっと頭の中のようわからんでおっけんが。ちょっとその辺の説明をもう一回お願いしたいと思います。

それから、同じページの雄淵雌淵公園整備事業、1,300万円ですが、これの意義、あそこは旧323号線と現323号線間の非常にね、去年かおととしかはちょっと人身事故もあったようなところですけども、あそこを整備されるということでしょう。遊歩道をつくるのか、いろんな人があそこに来て散策するようにするのか。こういった山間部ね、あるいは水辺環境整備ということで公園を整備するのもいいけども、もっともっと佐賀市内には公園を整備せないかんとところがあるにもかかわらずという表現をあえてしますけども、ここをする意義、雄淵雌淵公園をやっぱり佐賀市民のいやしの場として、これは必要ですよとおっしゃるのかどうか含めて、その意義をちょっと説明していただきたいと思います。ちょっと以上この2点。

○吉原緑化推進課長

それでは、水道局跡地の2億円の件でございます。先ほど説明をしましたけども、水道局跡地、今、民間業者が一たんは購入したものを改めて契約解除してからということで、県の開発公社のほうが一たんは購入するというので平成17年にそういった作業があって、あとは県で城内整備の中で一貫でこの再整備の中に取り組むということになっています。県と佐賀市の間では当時17年の8月に覚書を交わしております。その中に当該土地の取得に要する費用3億5,000万に対する佐賀市の負担ということでございますけども、穴吹工務店への売却相当額2億円、これについては県の城内整備事業負担金として市が負担するものとするということで覚書の中にうたわれておりましたので、経営事業の中でこれを負担金として支払うということで、それに基づいて予算化したものでございます。

それと、それも含めて今佐賀城公園がずっと補助事業、あるいは単独事業なされておりますけども、佐賀城公園事業も21年度されますので、先ほど言いました家屋補償とか移転補償とか、あるいは東側の水路の予定地、水路に復元するという予定地のところの用地の買取費とか、そういうものが入った佐賀城公園の整備事業経過はそういうものでございますので、その分の負担が1億500万余りあるということになっています。この中には通常の実費ももちろん入っております。それは佐賀県と協定に基づいて支払うという方式をとっています。

それと、2点目の雄淵女淵公園の件ですが、これにつきましては363ページも掲げておりますけども、嘉瀬川ダムの振興計画という計画の中に既に折り込み済みでございます。旧富士町時代からこの計画は既に入っていましたもので、少し延びましたけども、21年度で取り組むということにしております。あその場所自体は確かに現在道路が新しくできた中で少し奥に引いた形で目立ちはしませんけど、憩いの場として非常に当時の日中友好の記念碑等もございまして、非常に一般の人にも見てほしいというような公園でございますので、引き続きこれについては実施していきたいというふうに考えています。振興計画に

基づいたものでございます。

○片渕委員

済みません、もう12時過ぎて。もうちょっと済みません、聞かしてください。

今の雄淵女淵公園はそういうことで、嘉瀬川ダムの振興計画の中にもう入ったことと、これはもう了解します。そうしたら、じゃあ、あわせて今年度のやつに入ったけども、嘉瀬川ダムの本体のダムサイトの下流、700メートルのうち400メートルも整備しますという、何かそういうのもあったよね。それも含めて嘉瀬川ダムのその本体からずっと下流については、いわゆる嘉瀬川の整備なのか、嘉瀬川の中は基本的にはされんばってん、これは国土交通省が河川管理者でしょうからされんけども、その周辺、それについてもずっと嘉瀬川ダム振興計画の中に入っておたつていうことでの理解でよろしいですね、というのが1つ。

それからもういっちょ公園管理費の中で、財源の内訳を見たときに、その他財源1,732万3,000円というのが財源内訳で、まあ一般財源は2億4,000万とかあるんですけども、この公園管理はいろいろ見ていると、管理費の中にこの財源のもとである宝くじ振興協会という、その費用はこの1,700万のうちに何ぼ入ってっしょうか、今年度21年度は。何も入らんでっしょうか、その辺のちょっと中身を教えてください。

○江頭河川砂防課長

最初の嘉瀬川ダム河川公園につきましても振興計画によるものでございます。

○吉原緑化推進課長

それと先ほどの質問の公園管理費の中に宝くじの分が入っているかということですけども、これは入っておりません。公園の分では入っておりません。

○副島委員長

あとございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それではここで休憩を入れますが、1時半にお願いいたします。

◎午後0時29分～午後1時32分 休憩

○副島委員長

それでは、午後の審議に入りますが、その前に建設部のほうから報告があるということ。

○吉原緑化推進課長

午前中の委員の質問の中で、私のほうでちょっと誤って報告した分がありましたので訂正させてもらってよろしいでしょうか。

嘉村委員からの御質問だったと思いますが、緑化推進課です。予算書の事項別説明書の361ページの13節の委託料、これで各私ども緑化推進課なり河川の管理費委託料の比較をということでございましたけども、1億3,100万というのは昨年と比較してどうかというこ

とでございました。緑化推進課ではこの1億3,100万のうちの、ちょっと河川課との管理の重複の関係で、1億2,000万が来年度の予算に見込んでおります。それとの比較になります。午前中の説明では300万近くという増額の話をお答えさせていただきましたけども、ちょっとほかの部署からの管理の——経済部からの分とかも若干入ったものを含めて答えた関係もございまして、この中身からいきますと、ほかの課と同じように減額ということで、約、おおよそですけど800万近くやっぱり減額になっているということで、その辺を訂正させていただきお詫を申し上げたいと思います。済みません、よろしくお願ひします。

○黒田委員

長寿館の資料は出らんとかな。出らんですかね。さっき言うたとはまだ出らんね。

(「18年から20年の」「20年。3カ年の」と呼ぶ者あり)

出ないということでもありますので、私の推測といいますか、要するに以前はあそこに館長という方がおられたというふうにするんですが、最近はその館長さんがいらっしゃらないというような話も聞いたりしてございまして、確かに私も何回かあそこに行かしていただいたんですが、まず入館料というか、それが恐らく500円ぐらいだったろうと——500円ですかね。300円かな。何かね、高いなあって気がちょっとしたんですよね。子供連れて行ったときにですね。要するに佐賀市があそこは中国との連雲港市との徐福さんの交流を含めての資料館でありますので、そしてまたインターの近くということもあるので、できれば入館料はただにして多くの方に来ていただくというようなシステムがとれないもんだらうかというのが1つですね。

それと、要するに指定管理者制度を導入したわけでもありますので、そしてまた戻すと、もともとそれは恐らく過去のことを言うとおかしいんですが、無理があったのではないかという気がするわけですね。文化財団にする自体がですね。そんなものを含めてどうだったのか。それと、ぜひともあそこの会館にふさわしい館長っていうかね、以前された方も含めて、ボランティアになるのか、有償ボランティアかわかりませんが、そういう方をきちっと置いたらどうかということを含めて答弁をお願いしたいと思いますが。

○吉原緑化推進課長

資料が間に合わなくて申しわけなく思っていますが、口頭でとりあえず報告させていただきます。別途改めて資料を差し上げたいと思いますが。

徐福長寿館の入館料としましては17年度、18年度、19年度、おおむね100万から110万ぐらいの——18年度が107万7,200円です。19年度が112万2,600円です。20年度は上半期の分で半額程度の47万5,450円ということで、今おおむね100万前後でしております。平均的には17年度から19年度を見ますと、110万ぐらいになっております。入館者数につきましては6,000人台で大体推移しております。それで18年度の(発言する者あり)入館者数までですね。はい。じゃあ、入館者数につきましては、18年度は6,258名、19年度は6,429名、20年度の上半期に2,148名ということで半分以下になっておりますけども、そういう状態で

6,000人前後で大体推移しております。

18年度から3カ年は、説明しましたように指定管理者ということで、文化財団のほうにお願いしておりましたし、3名さんで運営していただいております。館長というのは置かないということで来ておりました。しかし、3人さんとも一生懸命ですね、経験もあらわれて、不足のないようにしていただいております。ただ、21年度以降はどうしても20年度に公募した際に、応募がなかったもので、ちょっと打診等もしましたけど、どうしても応募がなかったもので、やむなく私どもで従来、以前に観光協会等も委託した経緯もございますけども、とりあえず私どものほうで直接嘱託さんで運営していこうというふうに考えております。館長というのはちょっと今のところ考えておりません。ただ、管理の仕組みを若干変えまして、今来客の話もありましたけども、なるべく来ていただく方法もとらにゃいかんということもありますが、ちょうど隣接したところに金立のセンターハウスと通称言っていますけども、そういった施設がございます。そこにも嘱託3名でしていますので、そこの連携を少しとれないかということで、21年度、職員の嘱託職員さんについても、そこの連携をとりながら、そして一緒に管理をやっていくようにはしています。催しあたりも長寿館とセンターハウス、その施設等を少し行事等も考えながら連携とれるような形にしていきたいと今当面考えております。

料金につきましては、さまざまな御意見をいただいております。今、6,000人で110万前後と言っていましたけども、この中には料金は直接はそれぐらいの収入ですけど、実はこれとは別に、4割近くが減免で入られています。ですから、いろんな来賓とかそういった勉強の場で来られた。そういう意味じゃ非常に減免者とそういった有料で入られる方が混在しているような状況なんで、料金のあり方等も少しこれを機に幾らか改善して——無料にということまでは一気には考え切れませんが、今のままでは金額そのものも非常に常設みたいところなんで、展示がですね。だからそれが適当な金額かというのは疑問に思っているところですので、今検討していこうかというふうに考えています。

○黒田委員

要するに21年度は応募者がなかったということでありますので、何がその原因というか、その応募なかった——委託費が安かとか、そんなものをどう分析されとってでしょうかね。

○吉原緑化推進課長

3年間していただいた文化財団のほうから詳細な話は聞き入っておりませんが、意見交換を何回かさせていただきました。そうした中でやっぱり3人で運営していくということとか嘱託員3名を配置して館を運営していくと、そして収入が110万ということです。それ以外の目に見えないところでかなりこう負担感があったということはお聞きはしておりましたし、それから、それは文化財団の話でありますけども、文化財団はもう少し別の理由があったかもわかりませんが、一般公募の中ではちょっと問い合わせもなかったものでどうしたものかなということで、わからない部分があります。

○黒田委員

ないのをいろいろ詮索する必要はないというふうに思うんですが、要するに指定管理者したときの3年前のことを考えていただかないと、またぞろっといたずらに経費がかさむと。ある程度の経費は必要だと私は思うんですよ。特に、私は先ほども言いましたように、あそこは徐福館というのは佐賀にとってはいろんな意味で大きな意味を観光面においても位置するし、国際交流についても意味するところでもありますので、私はどちらかというところと直接したほうが良いという気持ちは持っておりますが、指定管理者をされたわけですので、やっぱりそういう意味ではその指定管理者、文化財団にするのが妥当だったのかなと私は疑問に思っております。受ける側として。だから、そんなのも含めてこの1年間、要するに直接するならいろんな意味で経費が要すると思うんですよ、かさむと思うものですからね。それを含めて、ぜひとも検討していただいて、今まで3年間したことも無駄にしないような形で努力をしていただきたいというふうに思います。それはもう要望ですから。

○副島委員長

それと、さっき口頭で今説明がありました。ペーパーはどうしますか。もうよかですか。ペーパー結構だそうです。

ほかにございませんか。

○吉原緑化推進課長

それでは、先ほどの御意見の徐福長寿館そのものは部内でも文化施設、教育施設というよりも、むしろ観光施設の中でもう少し考えたかどうかということも議論しました。昨年、たまたま徐福シンポジウムがございまして、この徐福長寿館そのものの存在というのも少し見直しをしていただきましたので、今後、徐福会等とももう少し連携とっていけたらというふうに今考えているところです。

以上です。

○黒田委員

委託料。指定管理者との間の。

○副島委員長

どうですか、すぐ出されますか。口頭でよかです。

○緑化推進課職員

18年度が約790万ぐらい。19年度が826万ぐらい。20年度が813万程度となっています。

○黒田委員

要するに、19年度から20年度すっげ下がってるわけたいね。18年度から19年度は790やけん上がってばってん、その後が下がってるわけですね。そうなるとやっぱり、負担を指定管理者のほうが負担になるっちゃなかろうかね。その積算額はわからんけれども。いろいろな設備の関係で要するというなども入れてあつかもしればってんさ。そこんたいでちょっと……（発言する者あり）管理委託すべてやろ。

○嘉村委員

だから、委託の内容は、いわゆる会館の管理だけですか、それともソフト的なものも含めていたというのではない。例えば、こういうイベントをやってくださいと、その指定管理者にというのはなかった。全くの純然たる会館の管理だけですね。管理運営だけですね。

○緑化推進課職員

中身としましては開館しての運営のほかにも長寿館で行う薬草関連、緑関連のイベント等も含めての金額となっています。

○黒田委員

館長はどがんでしょう、私が聞くところによると、以前館長をされた方が「あいならボランティアしてよかよ」という話もまだ聞くところです。私のところにね。そういうの含めて、それがいいかどうか別にして、やはり館長、先ほど言いましたボランティアでするのか有償ボランティアでするのかわからんけれども、そういう方であればちゃんと置いて説明をしていただくとか、私そのほうがいいと思うとですけどね。そこを運営する上も、それはもちろん3人プラス1なるから経費的に見ugg、そりゃあもうやり切れんというのがやまやまかもしれんけども、北部山麓のあそこの重要性から考えて、観光に生かすという意味でも私は必要じゃないかなというふうには思いますよ。もうそれは検討していただくということで。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、次に、一般会計補正予算、第63号議案について説明をお願いいたします。

◎第63号議案 平成21年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）中、第1条（第1表） 歳出第8款

○副島委員長

それでは、質疑をお願いいたします。

○池田副委員長

これは今、緊急雇用ということで次の仕事が見つかるまでの緊急的な設置というふうに聞いていますけども、この採用の仕方とかそういったものとかどうするのかですね。この条件とかいろんな資格が要るとか要らないとか、だれでも申し込みというか、できるのかどうかその辺のところもうちょっと詳しく。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

一番初めの建築指導費の3,100万程度については、民間に委託、入札で建設コンサルタントに発注するんですけど、先ほど11名のうち8割の9名が新規採用ということで、当然その新規採用される人については現地に行く前に研修を受けてもらって、それで建物の見方

とか、そういうのをまず研修するというのを当然条件に付けて委託に出したいと思っております。それと専門性といいますか、一般的に普通の人が見てもわかる内容で調査してもらおうようにいたしますので、専門性は今のところ必要はないと考えております。

○福井道路管理課長

道路維持費の部分については、一応今回の議会で議決をいただいた時点で、ハローワークに募集をかけまして、アルバイトさんを求めるという格好で業務内容としては一応だけでもできるという判断で、ただ、調査路線というのが余りにも多いもので、その準備に若干時間がかかるのかなと思っております。

以上です。

○吉原緑化推進課長

公園管理につきましては、これは2人で3カ月程度ということで考えておりますが、いわゆる委託方式で考えております。これは別に専門的な資格とか知識というのはそこまでは求めないようにしています。調査につきましては調査様式をこちらのほうであらかじめ用意して、それにずっと沿って点検してもらおうという形をとっていきたいというふうに考えています。

○池田副委員長

委託先でされる分は、その委託先からハローワークとかに採用をお願いするという事なんですかね。それと1人当たりの賃金がどれくらいになるのか、もしわかればお願いします。

それと、この半年以内の雇用期間中に例えば、次の仕事を見つける就職活動も当然同時にしなければいけないと思えますけども、そういったときに、その仕事を休んでその就職活動もできるのか、ちょっとその辺のところどうなんでしょうか。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

今んところ、まず人件費といいますか、それは幾らとは決めておりません。ただ、今んところ見積もりばとっております。それで、見積もりによりますと1件調査して、記録して、それで大体250円前後ぐらいの単価になっております。それと就職活動については、ちょっとそこまで、まだ今から発注ですので、見積もりとっただけで大体人間何人ぐらいで、新規が9人というだけしか聞いておりませんが、その中で途中休んで就職活動ができるかどがんか、そこら辺の話まではちょっと詰めておりませんので、一応これは前回の四、五年前ですかね、緊急雇用対策がありましたけど、そのときもこういう出し方して、しておりますので、その当時の話もちょっと聞いてみます。

○福井道路管理課長

道路維持に関してはアルバイトさんというような格好で日当幾らという格好になって、就職が決まられたらまた新たに求めるというスタイルになるかと思えます。休まれたらその分は欠勤というような格好になるかと思えます。

○吉原緑化推進課長

直接であればハローワークでということでもやり方はあったんですが、今回の場合、委託をとっていくということで、一応委託業者さんを通して依頼していくことになるというふうに考えています。以前にもそういった対策をとられたときにも、その業者さんには一応の要請というか、例えば、前回の場合は外国人労働者の人とかを含めて、そういった比率でできればという経験もあったこともあって、要請としては細かいことまで言えませんが、そういったハローワークからの採用も含めて、委託先のほうには新規でということでのお願いをするぐらいは今考えておりますけども。それと、一応3カ月程度を見ていますが、正味は3カ月以内で済むような内容だというふうに考えていますので、おおむね日々の賃金でというふうな単価でこちらは今試算をしています。

○池田副委員長

緊急的な措置ですので、いろいろあると思いますけども、次の仕事につながるまでしっかりその辺の定職につくためのつなぎでありますので、それがきちんとできるように配慮をお願いしたいというふうに思います。

○田中委員

ちょっとその関連ですけど、私、議案質疑もした関連ですが、ミスマッチのことでちょっと言っていましたけど、直接市が雇用をハローワークに出される部分は、かなりそういう意味ではこちらの意図が直接反映できるような形になろうかというふうに思うんですけど、委託業者さん、委託を通じてするとなると結果的に新規採用があったというふうにはなるんでしょうけれども、やっぱりこの緊急雇用策で募集をしていると。そういう意味では、先ほど言われたようにある程度の専門性とか資格じゃなくて、きちっと職を求めている人が雇える形に、同じ新規採用でもそういう中身が徹底するように、そういう意味で委託業者、受託された方も、市も、ハローワークときちんと連携としてそういう内容を明らかにして、応募に来られた方にもそういう説明のもとに、「これにどうぞ応募してください」というような形を私はとっていただかないと、私はすぐちょっと悲観的に言うんですけど、委託業者さんの選定の仕方もいろいろやっぱり主観があるというふうに思うんですよね。だから、一般的な人より自分たちの手づるでいろいろしたほうがいいとかなろうかと思いますから、そこら辺はやっぱり、この緊急雇用対策なんだというところを今回の場合は徹底するような形をぜひとっていただきたいというふうに思います。

○桑原建設部長

今議員言われたように、今回の場合は緊急雇用というはっきりした名目の中で対応するわけですから、そこら柔軟な対応を——例えば、就職活動とかされる方については、当然そういったこともうちから委託業者のほうには声をかけるなり、そういった部分は当然やっていかにやいけないと思っております。十分そこら辺はミスマッチがないように委託業者のほうにも、うちからは指導するように心がけたいと思います。

○嘉村委員

田中委員の言われたことに全く同感ですけれども、この委託方式の場合、今公園管理は予算が100万で3カ月で作業してもらおうという話やったけど、では、委託先に行けば賃金についてはすべてお任せになっているわけですか。つまり、ある一定の基準を設けておかないと、委託先のすべての裁量でやってしまうと、それがちょっと低い賃金になってしまうことも考えられるわけですね。その辺のところはどういうふうにお考えになっているんですかね。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

当然そこら辺はうちから「日当幾らですよ」とはなかなかちょっと言えないところがあって、そこら辺になったら当然1日働いて幾らという契約じゃなくて、その期間、調査依頼の部分で、この分で幾らという、多分そういう取り決めになると思うんですよ。委託の場合は、1日幾らじゃなくて。それでそこを会社の入札でとらえた金額と照らし合わせて決められると思います。

○嘉村委員

これは緊急雇用対策ですから、そういうふうにならなくて失業された方のつなぎという意味合いのものでありますけれども、そういう企業とか委託した場合、社員さんのほうでこの作業をやってしまうということはもちろんないでしょうね。この辺の確認方はどうされるんですか。

○納富建設部副部長兼建築指導課長

それは当然新規に雇用のチェックは私たちのとこでかけますので、職員さんが全部やってしまうということはありません。

○嘉村委員

いろいろお話を聞いてみて、私の感覚からすれば直接ハローワークなりにやって雇用したほうがいいのかなど、こういう委託の方式は余り賛成しませんけれども、絶対悪いとは言いませんけど。意見を申し上げておきます。

以上です。

○副島委員長

ほかございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ほかにはないので、次に、第1号報告から第4号報告までについて説明をお願いいたします。

◎第1号報告～第4号報告 説明

○副島委員長

説明が終わりました。質疑をお受けいたします。

○森委員

1号報告についてちょっとお尋ねをいたします。

事故の状況については今お話があったトラックでとめておって動き出してぶつけたということで、このときは相手方の写真とか加害車両の写真とか撮られておられますか。それと見積書もとられていますか。

○吉原緑化推進課長

事故の現地の写真、あるいは見積書もっております。

○森委員

状況の見取り図というか、それは今からでも示されますか。どういう状況で車が流れて行って相手の車に当たったとか。図面か何かありますか。ちょっと勉強会にも出だし、金額もちょっと大きいからですね。

○吉原緑化推進課長

まず図でいいますと、ちょっとわかりにくいと思いますが、東与賀支所の庁舎が敷地にありますけども、その北側に六、七メートル離れたところに車庫がございます。公用車を置く車庫です。この車庫自体は、車庫の中はほぼ平らですけど、ちょっと出口の付近が斜めにすりついているということもございまして、この車庫に納車してたまたま職員のほうですが、サイドブレーキをかけなかったというのも今回の事件の1つの原因ですけども、そのまましていたところ庁舎すぐ北隣りに置いていた乗用車に、そのままのろのろスタートしてあと少し加速がついてぶつかったという状態です。写真はちょっとわかりにくいですけども、今、4枚ちょっととりあえずしていますが、ちょっとダンプトラックです、これ。車庫に頭づけで北のほうに向けてあったんですが、そのままバックしていったということで、ちょうどぶつかったときの写真ですけども、庁舎北側に置いてあった乗用車にそのままぶつかってしまったということで、ちょうど後側がそっくりぶつかったような状態です。

○森委員

わかりました。それじゃあ今後の再発防止のために支所での事故検討会か何かされましたか。もしされとったら、その対応策を含めて出てきておるとは思いますが、部長いかがですか。

○桑原建設部長

事故につきましては職員による今のようなちょっとした事故がかなりあっております。個々につきましてはそれぞれ管理者、まずその上司の課長、それからそういった事故の状況を完全に把握した中で当事者に訓告ですけれども、そういった形で注意、それと本人が以後そういうことがないように安全管理に努めるというふうなことで、文書で一応取り交わしをさせていただいて、あと非常に人身とかなんとかなれば、また違った意味でのそういった注意を行っているところですけど、基本的には文書で報告をしていただいて、その中にそういった事故再発がないような安全に努めるというふうなことを書いた旨で処理

で交わしている状況でございます。

○森委員

そいぎ、例えばこの前は支所で検討会がなされた場合は、結論出てくるのは輪どめをしようとして、そういう話ぐらい職場に出てこにゃいかんわけですよ。だから、それをしてほしいということです。みんなが同じ認識で事故の再発防止はどうするかということで、ぜひ今後よろしく願いしておきます。

○副島委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

ないようですので、これをもちまして建設部の審査を終了いたします。

それでは、現地視察をいかがいたしましょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

それでは、建設部の現地視察はなしということでよろしゅうございますね。

あしたの委員会は午後1時からとなっておりますので、よろしく願いいたします。